

発行登録追補目論見書

平成 22 年 2 月

成田国際空港株式会社

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 20-関東162-3
【提出書類】 発行登録追補書類
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成22年2月3日
【会社名】 成田国際空港株式会社
【英訳名】 NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森中 小三郎
【本店の所在の場所】 千葉県成田市古込字古込1番地1
【電話番号】 0476-34-5400
【事務連絡者氏名】 財務部門財務部長 濱田 達也
【最寄りの連絡場所】 千葉県成田市古込字古込1番地1
【電話番号】 0476-34-5400
【事務連絡者氏名】 財務部門財務部長 濱田 達也
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
【今回の募集金額】 20,000百万円
【発行登録書の内容】

提出日	平成20年9月19日
効力発生日	平成20年9月29日
有効期限	平成22年9月28日
発行登録番号	20-関東162
発行予定額（円）	200,000百万円

【これまでの募集実績】

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
20-関東162-1	平成21年2月5日	40,000百万円	—	—
20-関東162-2	平成21年9月4日	20,000百万円	—	—
実績合計額（円）		60,000百万円 (59,968百万円)	減額総額（円）	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】 （発行予定額－実績合計額－減額総額） 140,000百万円
 (140,032百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

目 次

	頁
第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】	1
2 【社債の引受け及び社債管理の委託】	4
3 【新規発行による手取金の使途】	4
第2 【売出要項】	4
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	4
第二部 【公開買付けに関する情報】	5
第1 【公開買付けの概要】	5
第2 【統合財務情報】	5
第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】	5
第三部 【参照情報】	5
第1 【参照書類】	5
第2 【参照書類の補完情報】	5
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	5
第四部 【保証会社等の情報】	5
・「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	6
・事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	7

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	成田国際空港株式会社第8回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額（円）	金20,000百万円
各社債の金額（円）	1,000万円
発行価額の総額（円）	金20,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年1.562％
利払日	毎年2月10日及び8月10日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成22年8月10日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年2月10日及び8月10日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 払込期日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記(注)10.「元利金の支払」に記載のとおり。</p>
償還期限	平成32年2月10日
償還の方法	<p>1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成32年2月10日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄に記載の振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記(注)10.「元利金の支払」に記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成22年2月3日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成22年2月10日

振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債は、一般担保付であり、本社債の社債権者は、成田国際空港株式会社法の定めるところにより、当会社の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約（担保提供制限）	該当事項はありません。（本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。
取得格付	1. 取得格付 AA(ダブルA) 2. 格付機関 株式会社格付投資情報センター 3. 格付取得日 平成22年2月3日 本格付の取得に際して付された条件はない。
	1. 取得格付 AA-(ダブルAマイナス) 2. 格付機関 スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ 3. 格付取得日 平成22年2月3日 本格付の取得に際して付された条件はない。

(注) 1. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受ける。

2. 期限の利益喪失に関する特約

当会社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当会社が別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。
- (2) 当会社が発行する本社債以外の社債（成田国際空港株式会社法附則の規定により当会社が承継し、当会社の社債とみなす新東京国際空港債券を含む。本（注）2. (3)において同じ。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。
- (3) 当会社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当会社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当会社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行がされないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が30億円を超えない場合は、この限りでない。
- (4) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当会社が破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当会社が成田国際空港株式会社法の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はその他の事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不相当であると認め、当会社にその旨を通知したとき。

3. 期限の利益喪失の公告

本（注）2. の規定により当会社が本社債について期限の利益を喪失したときは、社債管理者はその旨を本（注）4. (2)又は(3)の定める方法により公告する。

4. 公告の方法

- (1) 当会社は、本社債に関し、本社債の社債権者の利害に関係を有する事項であつて、社債管理者が社債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
- (2) 本社債につき公告の必要が生じた場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、当会社の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する方法により行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
- (3) 当会社が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるものを除き、電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当会社の定款所定の方法並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する方法により行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

5. 発行要項の変更

- (1) 当会社は、社債管理者と協議のうえ、本社債の社債権者の利害に影響を及ぼす事項を除き本社債の発行要

項を変更することができる。

- (2) 本（注） 5. (1)に基づき本社債の発行要項が変更されたときは、当会社はその内容を本（注） 4. (2) 又は(3)の定める方法により公告する。ただし、当会社と社債管理者が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。

6. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社又は社債管理者がこれを招集するものとし、法令に定める手続に加えて、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の1週間前までに社債権者の請求があったときは、直ちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都において行う。
- (3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額（償還済みの額を除く。又、当会社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第3項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 本（注） 6. (1)乃至(3)に定めるほか、当会社と社債管理者が協議のうえ社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。
- (5) 本（注） 6. (1)及び(4)の公告は、本（注） 4. (2)又は(3)の定める方法による。

7. 社債管理者への事業概況等の報告義務等

- (1) 当会社は、毎事業年度、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を社債管理者に提出する。
- (2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当会社の内部規則その他の定めに反しない範囲において、当会社に対し、事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求することができる。

8. 社債管理者による倒産手続に属する行為

本社債については、会社法第676条第8号に掲げる事項について定めないものとする。

9. 社債管理者による異議

本社債については、会社法第740条第2項本文の規定を適用しないものとする。

10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

11. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほコーポレート銀行

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額（百万円）	引受けの条件
大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	8,800	1. 引受人は本社債の全額につき共同して引受けならびに募集の取扱を行い、応募額が全額に達しない場合にはその残額を引受ける。 2. 本社債の引受手数料は総額60百万円とする。
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	8,800	
しんきん証券株式会社	東京都中央区京橋三丁目8番1号	400	
ドイツ証券株式会社	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	400	
日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	400	
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	400	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	400	
モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号	400	
計	—	20,000	—

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に240万円を支払うこととしている。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
20,000	66	19,934

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額19,934百万円については、1,500百万円を空港運営事業における誘導路及びスポット整備の設備投資資金として平成22年2月に、2,000百万円を鉄道事業における成田新高速鉄道空港内施設整備の設備投資資金として平成22年5月までに充当する予定であります。また、4,000百万円を平成22年3月に返済期限を迎える長期借入金の返済資金に充当する予定であります。残額は、平成22年3月に償還期限を迎える社債の償還資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第5期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）平成21年6月22日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第6期中（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）平成21年12月25日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成22年2月3日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

成田国際空港株式会社本店
（千葉県成田市古込字古込1番地1）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	成田国際空港株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 森中 小三郎

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は一の格付機関により既に発行した社債券のいずれかに特定格付が付与され、かつ、他の格付機関により既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第4条第1項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されている（これらの格付が公表されている場合に限る。）。
 - (1) 格付が付与されている社債券（既に発行したもの）の名称
成田国際空港株式会社第5回社債（一般担保付）
格付 AA（ダブルA）
（格付を付与し、公表している格付機関名 株式会社格付投資情報センター）
 - (2) 格付が付与されている社債券（既に発行したもの）の名称
成田国際空港株式会社第5回社債（一般担保付）
格付 AA-（ダブルAマイナス）
（格付を付与し、公表している格付機関名 スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ）

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1 事業内容の概要

当社及び当社の関係会社（子会社21社及び関連会社1社）（平成21年9月30日現在）においては、「空港運営事業」「リテール事業」「施設貸付事業」「鉄道事業」の4部門に関する事業を行っております。各事業における当社及び当社の関係会社の位置付け等は次のとおりであります。

(1) 空港運営事業

成田国際空港を発着する航空会社を主要顧客とした航空機の発着、給油等に係る空港施設の整備・運営事業並びに成田国際空港をご利用になるお客様を主要顧客とした旅客サービス施設の整備・運営事業を行っております。

事業の内容	会社名
空港の管理・運営業	当社
施設保守業	エアポートメンテナンスサービス㈱、㈱成田エアポートテクノ、ネイテック防災㈱ ㈱NAAエレテック、㈱NAAファンリティーズ
情報処理業	空港情報通信㈱、㈱NAAコミュニケーションズ
給油・給油施設管理業	成田空港給油施設㈱、*日本空港給油㈱
警備・消防・手荷物カートサービス業等	NAAファイアー&セキュリティ㈱、NAA成田空港セコム㈱、㈱成田空港ビジネス

*・・・持分法適用関連会社

(2) リテール事業

成田国際空港をご利用になるお客様を主要顧客とした空港施設内における商業スペースの整備・運営事業並びに免税店、小売・飲食店、取次店の運営事業並びに各種空港関連サービスの提供及び広告代理業を行っております。

事業の内容	会社名
商業スペース運営業	当社
免税売店業	㈱NAAリテイリング、NAA&ANAデューティーフリー㈱ ㈱NAA&JAL-DFS
小売・飲食・取次店業	㈱グリーンポート・エージェンシー、成田空港サービス㈱ 成田空港ロジスティックス㈱
広告代理業	㈱メディアポート成田

(3) 施設貸付事業

成田国際空港を発着する航空会社等を主要顧客とした事務所、貨物施設等の整備・運営事業を行っております。

事業の内容	会社名
施設貸付業	当社
不動産業	㈱空開発整備㈱

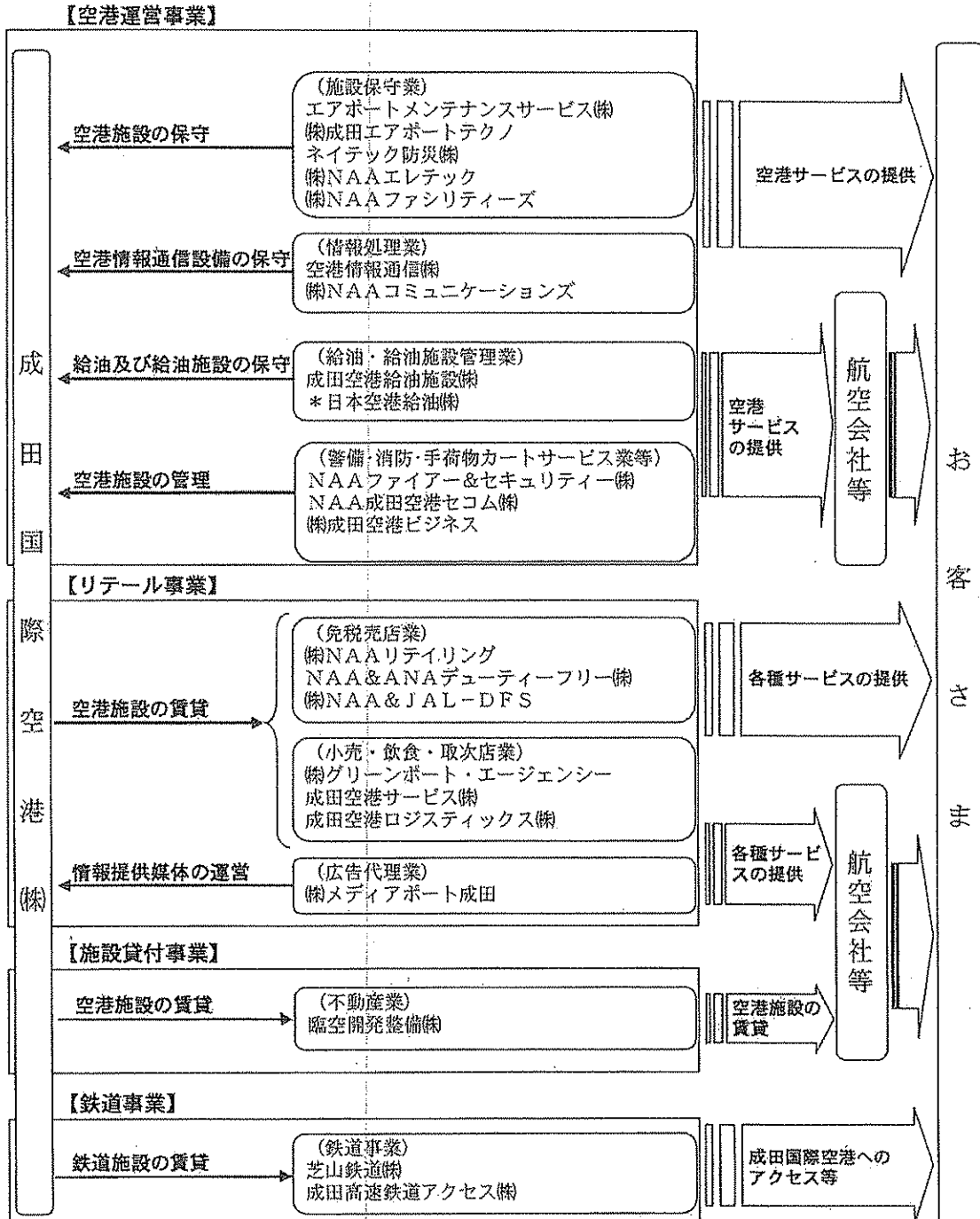
(4) 鉄道事業

成田国際空港周辺地域及び成田国際空港と首都東京を直結する鉄道事業を行っております。

事業の内容	会社名
鉄道事業	芝山鉄道㈱、成田高速鉄道アクセス㈱

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

【事業系統図】



*…持分法適用関連会社

2 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
営業収益(百万円)	171,571	171,247	184,343	199,873	189,489
経常利益(百万円)	29,539	32,066	23,826	23,573	14,176
当期純利益(百万円)	6,420	14,772	11,749	10,929	5,957
純資産額(百万円)	177,548	192,324	208,211	220,157	223,707
総資産額(百万円)	968,564	992,670	990,561	992,199	1,011,888
1株当たり純資産額(円)	88,774.01	96,162.28	101,036.25	104,952.53	106,644.23
1株当たり当期純利益(円)	3,210.31	7,386.45	5,874.91	5,464.53	2,978.85
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	18.3	19.4	20.4	21.2	21.1
自己資本利益率(%)	3.6	8.0	6.0	5.3	2.8
株価収益率(倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	73,133	58,548	53,098	59,856	48,777
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△41,018	△38,208	△67,182	△42,251	△58,205
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△35,920	△5,840	2,438	△17,984	4,730
現金及び現金同等物の 期末残高(百万円)	27,367	41,859	30,239	29,883	25,213
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)(人)	1,878 (621)	2,117 (680)	2,288 (1,012)	2,283 (1,292)	2,282 (1,454)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 純資産額の算定にあたり、第3期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
営業収益(百万円)	162,538	159,460	160,118	162,820	154,565
経常利益(百万円)	29,044	30,880	21,068	19,079	11,286
当期純利益(百万円)	7,234	14,153	10,312	8,576	4,375
資本金(百万円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数(株)	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
純資産額(百万円)	178,361	192,514	200,826	206,309	208,110
総資産額(百万円)	960,306	983,041	965,573	948,156	944,639
1株当たり純資産額(円)	89,180.77	96,257.28	100,413.43	103,154.65	104,055.28
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	1,000 (—)	1,547 (—)	1,287 (—)	657 (—)
1株当たり当期純利益(円)	3,617.42	7,076.51	5,156.16	4,288.22	2,187.63
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率(%)	18.6	19.6	20.8	21.8	22.0
自己資本利益率(%)	4.4	7.6	5.2	4.2	2.1
株価収益率(倍)	—	—	—	—	—
配当性向(%)	—	14.1	30.0	30.0	30.0
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)(人)	853 (182)	777 (151)	750 (158)	734 (192)	723 (213)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 純資産額の算定にあたり、第3期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。